

## 子ども健康学科 主要科目の特長

### 【キャリア基礎演習Ⅰ・Ⅱ】

学生が社会において自身の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するため、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力を身に付けることを目的とし、学修などの記録（学修ポートフォリオ）を習慣付け、自己理解・自己管理能力の育成を図る。また、科目の担当は担任制とし、年間を通して継続的な修学支援を行う。さらに、教員と学生および学生間のコミュニケーションを深め、コミュニケーション力を身に付けるとともに、学生の学修意欲を高めることを特徴とする。

### 【子ども健康学演習】

本講義では、子どもの健やかな育ちを支える教育者・保育士の役割・責任など基礎的な内容について理解する。また仕事内容や1日の流れについて学び、将来の仕事内容を理解する。1日見学実習をはじめとする今後の実習における基本的な心構えや実習に必要とされる手続きなどすべての実習に共通する基礎を学ぶことを特徴とする。

### 【発達心理学】

発達心理学とは、生命が誕生して死ぬまでの生涯を通じた心身の成長や発達の過程を心理学の理論をもとに研究する心理学の分野である。本講義では、保育士・幼稚園教諭・養護教諭が関わる子どもたちを中心とし、乳幼児期から青年期までの人間の発達の過程と各発達段階の特徴と主要な発達理論について理解し、子どもの健全な成長・発達を支援するために必要とされる基礎的な知識を習得する。授業の形態は、主に講義で、発達心理学の知識をどのように保育者、教員として活用するかについても取り扱う。

### 【養護原理】

今日、子ども、家庭を取りまく社会の構造やその環境は大きく変化している。子どもを取りまく昨今の社会的問題として、児童虐待、障がいを持つ子ども、ひとり親家庭、子どもの貧困などについてどのように対応をしたら良いのか、その概念を学び、対応策について検討する。具体的に、親子関係の重要性や、児童福祉施設の機能と施設職員としての保育士の役割などを学ぶことから社会的養護の重要性と基本的な原則について理解する。

### 【児童福祉Ⅰ】

現在、わが国の児童福祉は大きな転換期を迎えている。かつて児童福祉は、親がいない子ども、貧しい子ども、恵まれない子どもなどへの保護、救済が中心課題であった。しかし、現在では児童福祉法の改正にともない、すべての子どもがよりよく生きられるよう、また自己実現が保証されるように支援する考え方へ変換されつつある。さらに一方では、子どもをめぐる諸問題が、現在、社会的にも非常に注目されている。本講では、児童福祉の理念と意義、子どもたちの現状、児童福祉各分野の現状把握を基礎とし、現代社会における児童の位置づけを全体的に把握することを目的とする。

### 【保育原理Ⅰ・Ⅱ】

保育に関する基礎的・基本的内容について全般的な学習を行う。すなわち、保育とは何か、保育を支える制度、保育の歴史、保育内容および方法、保育計画の作成とその評価、保育者の役割など多岐に亘る。これらの学習を通して、子どもや子ども集団および保護者に対する適切な対応が求められる保育実践の基本的知識を習得する。また、近年の保育を取り巻く環境の変化とそれに対応する保育の今後のあり方についても学ぶ。

### 【子ども保健学Ⅰ】

子どもの保健は、子ども達の心身の健康を維持、増進するすべての活動をいい、育児や保育、

栄養、心理、教育、社会福祉などあらゆる場面で実践されている。子ども達が健やかに成長発達していくために、周囲のものは正しい知識をもって対処しなければならない。そのために必要な知識として子どもの健康と保健の意義、発育・発達と保健との関連、疾病への対応、環境及び衛生管理並びに安全管理、小児保健行政を中心に学習していく。また、母体の健康の保持増進から母子保健との関連についても学習する。

### 【学校保健学】

学校保健は、学校における「保健教育」および「保健管理」、「保健組織活動」の三つの領域に分けられる。本講義の目的は、第一に、学校における保健管理および安全管理に関する基本的な事項について理解すること、第二に、子どもや教職員の健康の保持増進を実践するための基礎的な知識・技能を習得することである。講義では、学校保健の構造、子どもの発達・発育、保健学習および保健指導の現状、健康観察・健康診断、学校環境衛生などを学習す

### 【ヘルスカウンセリング】

養護教諭が行う健康相談は、職務の特質と保健室の機能を生かした学校保健活動の一環である。いじめ、不登校など様々な教育問題は「心の健康問題」との関わりが指摘されており、養護教諭が行うヘルスカウンセリングつまり健康相談への期待も大きい。本科目では、養護教諭が行う健康相談活動の知識と技法を学び、学校現場でとりくむ際の基礎固めを行う。

### 【救急処置】

保育者および養護教諭に対する救急処置技術の期待は大きい。保育・教育現場で発生した子どもの傷病に対し、重症度・緊急度の判断を行い、被害を最小限にし、苦痛の緩和を図り、安全・安楽な状態にするための処置が必要とされる。保育者および養護教諭として、子どもの病状や状況の判断に必要な知識と、各症状に対する救急処置、さらには救急時の適切な指導について学ぶことを目的としている。

### 【看護学実習Ⅰ・Ⅱ】

養護教諭として必要な救急処置技術や看護の基礎看護技術を習得し、学校現場やさらには地域・家庭において活用できる基本技術を身につける。学生同士でペアを組み、看護者役と患者役という形式の実習を通して、基礎看護技術を身につけ、同時に患者にとって安全・安楽な看護はいかにするべきかを考える。また、患者体験を通して、援助を受ける人の気持ちを理解し、よりよい援助方法について考えることができるようになることをねらいとする。

### 【薬理学Ⅰ・Ⅱ】

平成 21 年の薬事法改正に伴い医薬品（医療用医薬品、一般用医薬品）の呼称、区分及び販売方法の見直しが行われた。同時期に、学校教育での中学校における医薬品の適正使用教育が改正学習指導要領で謳われた。平成 26 年からは薬事法が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全生の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）安全対策を強化し、医療機器の特性を踏まえた規制及び再生医療等製品の実用化を促進することを趣旨として改正された。平成 29 年からはセルフメディケーション税制が導入されるなど、目まぐるしく変化する医薬品を情勢の理解を深め、その適正使用に関する専門性を培うことを目的とする。併せて、薬物乱用問題とその対策についても取り扱うものとする。